

亀山市空家等対策協議会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）第7条に基づき亀山市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。ただし、市長においては、副市長又は市職員を代理人として出席させることができるが、代理人は委員の議決権の行使を行うことはできない。

6 会議を欠席する委員は、会長を通じて、会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(秘密の保持)

第4条 委員及び会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を他に漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第5条 会議は原則として公開とする。ただし、会議に付議される事項が亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）第7条各号に規定する情報に関する事項である場合は、会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(開催の周知)

第6条 協議会の開催は、協議会の開催の日の7日前までに、亀山市ホームページに掲載することにより周知を行うものとする。ただし、前条ただし書の規定により、会議の全部を非公開とする場合は、非公開とすることを周知する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設部建築住宅課住まい推進グループにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。